

事務事業名	児童手当給付事業	所属部	市民環境部	所属課	市民生活課				
総合計画体系	政策名	〈Ⅲ〉支えあい健やかに暮らせるまち〈保健・医療・福祉〉	所属G	生活グループ	課長名	宇田川 康司			
	施策名	〈25〉子育て支援の充実	担当者名	今岡 博美	電話番号	0854-40-1031 (内線) 2122			
	目的	対 象 A)子どもの保護者と産み育てたい夫婦 B)乳幼児・児童・生徒(0~18歳)	意 図	A)安心して子育てができる。 B)心身ともに健やかに育つ。	会計	款	大事業	大事業名	児童手当事業
	基本事業	〈073〉経済的支援の充実	予算科目	0:1:15:0:1	項目	1:0:2:5:1:0	中事業	中事業名	児童手当給付
目的	対 象 保護者等	意 図	子育てに係る経済的負担が軽減される。						

1 現状把握【DO】

(1) 事務事業の概要

① 対象(誰、何を対象にしているのか)	② 意図(対象がどのような状態になるのか)
中学校終了前の児童を養育している者。 (平成22年3月までは小学校修了前の児童を養育している者)	子育てに対し、経済的援助を行う。
③ 事業内容(期間限定複数年度事業は全体像を記述)	
事業期間 <input type="checkbox"/> 単年度のみ <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 (H16 年度 ~) <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度 (年度 ~ 年度)	● 中学校修了前の児童を養育している者に手当を支給する。(ただし、所得制限あり) ● 児童手当金額(月額) 3歳未満:一律 15,000円 3歳以上:第1子・2子 10,000円 第3子以降 15,000円 平成19年4月 手当月額引き上げ(3歳未満5,000円⇒10,000円) 中学生:一律 10,000円 所得制限限度額以上世帯:一律 5,000円(令和4年6月分より、所得上限限度額以上は支給なし) ● 平成24年4月、子ども手当から移行
④ 主な活動	⑤ これまでの改革・改善経緯
R3年度実績(R3年度に行った主な活動)	(この事務事業に関してこれまでどのような改革改善をしているか?)
支給業務(定期支払、随時支払) 資格業務、現況届業務	平成18年4月 小学校修了前から小学校6年生修了前まで拡大 平成19年4月 手当月額の引き上げ(3歳未満5,000円⇒10,000円) 平成22年4月 子ども手当に移行 平成24年4月 児童手当に移行(支給要件、手当月額等に変更あり) 令和4年6月 現況届原則不要・所得上限限度額設定

(2) 事務事業の指標

成果指標	単位	R元年度(実績)	R2年度(実績)	R3年度(実績)	R4年度(計画)
ア 総支給額	千円	482,030	468,105	454,660	468,850
イ					
ウ					
エ					

(3) 事務事業のコスト

① 事業費の内訳 (R3年度決算)	② コストの推移	単位	R元年度(決算)	R2年度(決算)	R3年度(決算)	R4年度(計画)	
事業費計 ・令和3年4月から令和4年3月の総支給額 454,660千円	財源内訳	国庫支出金	千円	333,436	324,778	315,125	325,166
		県支出金	千円	73,139	71,706	69,923	71,841
		地方債	千円				
		その他	千円				
		一般財源	千円	75,455	71,621	69,612	71,843
	事業費計	千円	482,030	468,105	454,660	468,850	

2 事後評価【SEE】

① 事業実績における成果	児童の養育者へ手当を支給することで、児童を養育する家庭における生活の安定につながっている。
② 事業実施するうえでの課題	申請漏れがないよう周知や勧奨を徹底した。 令和4年6月から児童手当法の一部改正により、所得上限限度額が設定されたことにより、従来の支給対象者が支給されない場合もでてくる。
③ 課題解決に向けた改革改善等	対象者への周知や、丁寧な説明を行う。特に制度改正に係る事項については、わかりやすい説明に努める。